

任意継続被保険者制度

■趣旨

解雇等によりその資格を喪失した被保険者が、さらに他の事業主に雇用されること等により強制被保険者になるまでの期間、暫定的に健康保険の被保険者となる途を開き、その生活を保護するもの
(平成28年11月30日 厚生労働省保健局)

■加入要件

以下の要件を満たしている方は退職後最長2年間加入することができます。

- ・75歳未満の方
- ・退職日までに大同健保被保険者期間が2ヶ月以上ある方
- ・退職後20日以内に申請書の提出と初回保険料を納付した方

■資格喪失事由 (健康保険法第38条による)

下記理由で、満了までの2年間の途中で喪失できます。

- ・就職したとき
- ・任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき
- ・死亡したとき
- ・保険料を納付期日までに納付しなかったとき
- ・被用者保険又は後期高齢者医療等の被保険者となったとき
- ・脱退する旨を書面にて保険者に申し出たとき

■保険料

- ・全額被保険者負担(事業主負担なし)
- ・退職時の標準報酬月額、及び当組合の平均標準報酬月額のいずれか低い額に保険料率を乗じた額
加入期間中の収入額による見直しはありません。
次年度の保険料率は2月に開催される組合会で決定します。

介護保険料について

介護保険は、40歳以上のすべての人が加入します。(被扶養者である配偶者等含む)

【任意継続保険料の中で徴収する方】

- ① 40歳以上65歳未満の「任意継続被保険者」
 - ② 40歳未満の「任意継続被保険者」であり、かつ40歳以上65歳未満の「被扶養者」がいる方
 - ③ 65歳以上の「任意継続被保険者」であり、かつ40歳以上65歳未満の「被扶養者」がいる方
- ・①の場合は、40歳以上65歳未満の被扶養者がいても被扶養者分として改めて介護保険料を納める必要はありません。(被扶養者分としての保険料負担はありません)
 - ・65歳以上の介護保険料は、お住まいの市区町村で徴収されます。

子ども子育て支援金について

子ども子育て支援金は、令和8年4月保険料よりすべての人が徴収されます。

負担率は令和8年度0.23%からスタートし、10年度には0.4%程度に段階的に上がることが想定されます。

ただし、国が令和10年度の支援納付金の最大規模を決めているため、今後右肩上がりに増え続けることはありません。

■加入時の保険料

退職前に事業所よりお知らせいただいています。

ご加入後の年度更新による保険料のお知らせは、毎年3月初旬に健保からご自宅に書面で連絡します。
なお、半期前納方式の方は、9月初旬にも書面で連絡します。

■納付方法

【毎月納付】

毎月納付方式・・・ 毎月1日から10日までに保険料を納付(加入月を除く)

【前納制度】

半期前納方式・・・ 加入月(又は4月)～9月、加入月(又は10月)～翌3月の保険料を期日までに納付

年間一括方式・・・ 加入月(又は4月)～翌3月の保険料を期日までに納付

※就職等の資格喪失事由に該当し、脱退する場合、未経過分の保険料は還付されます。

■納付

加入日(退職日の翌日)から20日以内に、申請及び1ヶ月分の保険料を納付してください。

なお、前納制度をご選択の方は、1ヶ月分と前納保険料を合わせて納付することができます。

月の下旬(末日を除く)に退職される方で「毎月納付」を選択される方は、2ヶ月分の保険料を納付してください。

※任意継続保険は退職後の加入となりますので、退職日翌日より納付を受け付けます。

退職日前に振込があった場合は、一旦返金させていただくことがあります。

■振込口座

振込用紙は用意しておりませんので、以下口座へお振込み手続きしてください。

振込手数料はご負担ください。

三菱UFJ銀行(0005) 内田橋支店(792)

普通預金 0317339

大同特殊鋼健康保険組合

■その他

以下の3点がすべて確認できた方から順次お手続きを開始します。

- ① 事業所からの「資格喪失届」受理
- ② 「任意継続資格取得申請書」の受理
- ③ 任意継続保険料納付

資格確認書の交付について

有効なマイナ保険証をお持ちでない方に限り、申請時にお申し出いただくことで「資格確認書」を交付します。任意継続保険に加入すると、新たな被保険者記号・番号に変わります。

在職中、すでに資格確認書の交付を受けている方も、引き続き交付が必用な場合は、申請書の必要事項に必ず記入をお願いします。

<注意事項>

- ・健保情報連携により、有効なマイナ保険証を保有していることが確認された場合は、資格確認書の交付はできません。
- ・ご自身のマイナ保険証が有効であるか否かについては、ご申請前にマイナポータル(政府運営)にてご確認くださいませよう願いたします。

加入手続きが完了するまでの医療費について

- ・医療機関に受診される時は、申請中であることを伝え、立替払いをお願いします。
(同月内であれば、医療機関で精算できる場合がありますので、医療機関窓口でご確認ください。)
- ・立替払いをして、医療機関での精算ができなかった場合は、「療養費支給申請書」、領収書(原本)を健保までご提出下さい。詳細はホームページに掲載されています。